

別紙

「小学校専科非常勤講師等配置事業」における派遣業務（1～4年体育）仕様書

1 業務委託名

「小学校専科非常勤講師等配置事業」における派遣業務（1～4年体育）

2 適用範囲

本仕様書は、千葉県教育委員会が実施する「小学校専科非常勤講師等配置事業」における派遣業務（1～4年体育）（以下、「業務」という。）の主要事項を示すものである。この仕様書は業務の概要を示すものであるから、これに定めのない事項であっても千葉県教育委員会が必要と認め、指示する事項については、受託者はこれを行わなければならない。

3 目的

千葉県教育委員会が令和4年度から実施している県内小学校への専科非常勤講師等配置事業の内、外部指導者の派遣に関する業務の一部を民間会社に委託することにより、質の高い体育指導を充実させることを目的とするものである。

4 契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

5 委託業務内容

(1) 内容：県内市町村立小学校における1～4年生の体育の指導補助を行う。

(2) 勤務場所：県内小学校20校とする。

各教育事務所管内3～5校程度で千葉県教育委員会が決定する。

(3) 派遣期間：契約締結日から令和11年3月31日まで

(4) 就業時間：原則週10時間程度（6コマ程度）の授業を補助する。

年間350時間を超えない範囲とする。

(5) 委託内容：受託者は、上記「3目的」を的確に把握したうえで、「5委託業務内容」を実施できるよう以下のとおり、業務を行うこととする。

ア 受託者は、契約締結後に千葉県教育委員会が決定する配置校に対し、配置校の担当と調整し指導計画を立て、派遣計画書（別紙1）を千葉県教育委員会へ提出すること。また、業務終了後は、実施報告書（別紙2）を千葉県教育委員会へ提出すること。

イ 受託者は、業務内容について千葉県教育委員会から改善指示を命じられた場合、誠実にこれを実施すること。

ウ 派遣労働者は、計画書に基づき、担任と共に授業を行い、指導の補助をすること。また、教員に対する効果的な授業実践に関する支援及び情報提供をすること。

エ 派遣労働者は、児童が怪我をした場合、速やかに担任と連携をとり、学校責任者に報告すること。また、委託者へ怪我の報告を行うこと。

6 派遣業務委託に関する遵守事項

- (1) 指導者を派遣するうえで必要な体制を整備し、その体制を千葉県教育委員会に提示すること。
- (2) 業務全般について、誠意と責任を持って遂行すること。
- (3) 関係法令及び条例等の遵守
 - ①本業務を実施するにおいて、労働法制等関係法令に基づく各種届出・申請等の手続きについては、事前に受託者が行うこと。
 - ②受託者は、本業務に係る労働法制等関係法令を遵守し、適切に履行すること。
- (4) 守秘義務
 - ①市町村立小学校への派遣という特殊性を踏まえて、受託者及び派遣労働者は、業務遂行上知り得た個人情報等の秘密は第三者に漏らしてはならない。
 - ②前項の規定は、この契約終了後も継続する。

7 企画提案内容

- (1) 児童の学習意欲及び技能の向上を目指し、専門的な教科指導の充実や質の高い授業づくりを行うために、児童及び担任のニーズに応じた体育授業の補助を行うこと。
- (2) 配置校の実情に応じて、継続して安定的に講師を派遣すること。

8 権利関係

- (1) 本業務における成果物の取扱い
 - ① 本業務の履行に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て千葉県教育委員会に帰属する。
 - ② 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に千葉県教育委員会に無償で譲渡するものとする。
- (2) 著作権・知的財産権の使用
 - ① 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、知的財産権、その他権利に抵触しないこと。
 - ② ①に関わらず、第三者の著作権、知的財産権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
 - ③ ①に関わらず、千葉県教育委員会がその方法を指定した場合はその限りでない。

9 その他

- (1) この事業を実施するにあたっては、受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (2) 業務においては、事故（対人・対物）のないように万全を期すとともに、派遣労働者の責において事故が発生した場合は受託者の責任において対応すること。
- (3) 委託料には、人件費、交通費、食糧費、その他業務に必要な一切の経費を含むものとする。
- (4) 本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、受託者は、その都度千葉県教育委員会と協議し、その指示に従って業務を進めるとともに、千葉県教育委員会は、業務期間中いつでも、その業務状況の報告を受託者に求めることができるものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、千葉県教育委員会と受託者協議の上、その都度定める。